

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	生活保護に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

木津川市は、生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報保護ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

木津川市長

公表日

平成31年2月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	木津川市は、生活保護法及び行政手続きにおける個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、番号法という。）の規定に従い、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 ①新規相談、保護要否判定、保護に関する費用の支給決定。 ②生活保護台帳の作成。（本籍、氏名、住所、生年月日、扶養義務者、資産等） ③医療機関に対し要否意見書の依頼、医療券の発行。 ④介護機関に対し要否意見書の依頼、介護券の発行。 ⑤保護受給者及び生活困窮者に対する就労支援。
③システムの名称	生活保護システム 番号連携サーバー 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
被保護者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一 15の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第15条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 26の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第19条 【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116及び120項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第8条、第9条、第10条、第11条、第12条、第14条、第17条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第55条の2及び第59条の3
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 暮らしサポート課
②所属長の役職名	暮らしサポート課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	木津川市 総務部 総務課 〒619-0286 木津川市木津南垣外110番地9 電話0774-75-1200
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	木津川市 健康福祉部 暮らしサポート課 〒619-0286 木津川市木津南垣外110番地9 電話0774-79-0307

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年2月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年2月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月28日	I-4-② 法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 【情報提供の根拠】 9、10、14、16、24、26、27、28、30、31、50、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 【情報提供の根拠】 9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、119の項	事前	
平成29年2月28日	I-5-① 部署	保健福祉部 社会福祉課	健康福祉部 暮らしサポート課	事後	
平成29年2月28日	I-5-② 所属長	社会福祉課長 小池 功哲	暮らしサポート課長	事後	
平成29年2月28日	I-8 連絡先	木津川市 保健福祉部 社会福祉課 〒619-0286 木津川市木津南垣外110番地9 電話0774-75-1211	木津川市 健康福祉部 暮らしサポート課 〒619-0286 木津川市木津南垣外110番地9 電話0774-79-0307	事後	
平成29年2月28日	II-1 対象人数	1,000人以上1万人未満	1,000人未満(任意実施)	事後	
平成29年2月28日	III しきい値判断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられる	特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない	事後	
平成31年2月1日	I-③ システムの名称	生活保護システム	生活保護システム 番号連携サーバー 中間サーバー	事後	
平成31年2月1日	I-1-3 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一の15項	番号法第9条第1項及び別表第一 15の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第15条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年2月1日	I-4-② 法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 26の項</p> <p>【情報提供の根拠】 9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、119の項</p>	<p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 26の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第19条</p> <p>【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116及び120項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第8条、第9条、第10条、第11条、第12条、第14条、第17条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第55条の2及び第59条の3</p>	事後	